

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

第3回運営委員会

日時 令和8年5月18日(月)午後2時

場所 朝霞市役所 4階 401会議室

○ 委員長あいさつ

【報告】

第1号報告 運営委員会委員の変更について

第2号報告 令和7年度収支決算及び監査報告について

第3号報告 令和8年度収支予算について

第4号報告 令和8年度事業計画及び現状報告について

【議事】

第1号議案 運営ボランティア募集要項(案)について

第2号議案 警備防災実施計画(案)について

第3号議案 医療救護実施計画(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

運営委員会委員の変更について

【運営委員会委員】

所属	役職	新任者	前任者
福祉部長	委員長	赤澤 由美子	佐藤 元樹
社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 高齢者・児童福祉課長	委員	渋谷 勝己	川合 義和
朝霞市産業振興課長	委員	齋藤 欣延	長谷 修
朝霞市生涯学習・スポーツ課長	委員	渡邊 雄	堀川 政昭

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会 運営委員会 運営委員名簿

番号	区分	役職等	氏名	備考(機関・団体名等)
1	行政	委員長	赤澤 由美子	福祉部長
2	行政	副委員長	奥田 将隆	ねんりんピック室長
3	協力団体	委員	渋谷 勝己	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 高齢者・児童福祉課長
4	協力団体	委員	青木 訓彦	朝霞市商工会事務局長
5	競技団体	委員	内田 秀男	一般社団法人埼玉県空手道連盟事務局長
6	競技団体	委員	野中 良一	朝霞市空手道連盟理事長
7	会場	委員	早川 学	朝霞市文化・スポーツ振興公社 公園体育施設管理事務所長
8	行政	委員	多度津 みどり	シティ・プロモーション課長
9	行政	委員	齋藤 欣延	産業振興課長
10	行政	委員	齊藤 大助	健康づくり課長
11	行政	委員	渡邊 雄	生涯学習・スポーツ課長

第2号報告

令和7年度収支決算及び監査報告について

収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較	備考
市補助金	7,435,000	7,435,000	0	朝霞市補助金
県補助金	1,473,000	1,089,000	△384,000	埼玉県補助金
参加者負担金	660,000	233,013	△426,987	リハーサル大会参加費
協賛金	0	345,000	345,000	広告協賛金など
預金利子	0	6,809	6,809	
合計	9,568,000	(A)9,108,822	△459,178	

支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	比較	備考	
報償費	医師看護師謝金	66,000	60,000	6,000	医師・看護師謝金
	審判等謝金	700,000	502,000	198,000	役員、審判、係員
旅費	282,000	137,000	145,000	岐阜大会視察に係る職員4人分の宿泊費等	
需用費	消耗品費	511,000	287,486	223,514	リハーサル大会看板、会長印、手提げ金庫等
	印刷製本費	571,000	305,800	265,200	プログラム、賞状等
	食糧費	300,000	165,000	135,000	リハーサル大会役員、来賓対象
役務費	郵便料	11,000	11,470	△470	レターパック
	傷害保険料	120,000	19,800	100,200	競技参加者傷害保険
	手数料	0	14,850	△13,970	振込手数料、両替手数料
委託料	4,374,000	2,411,130	1,962,870	リハーサル大会運営システム委託、啓発グッズ、メダル等	
負担金、補助及び交付金	600,000	299,405	300,595	県空手道連盟への補助金	
予備費	2,033,000	0	2,033,000		
合計	9,568,000	(B)4,213,941	5,353,959		

収入決算額(A)	支出決算額(B)	残額(A)-(B)
9,108,822	4,213,941	4,894,881

残額4,894,881円を繰越金として、令和8年度ねりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会に繰り越します。

監査報告

ねんりんピック彩の国さいたま2026
朝霞市実行委員会 会長 松下 昌代 様

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会会則第17条の規定に基づき、令和7年度における決算について、収支決算書及びその他証拠書類等を監査したところ、適正に執行されていることを認めます。

令和 8年 3 月 31 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会

監 事 小賀原ミツエ

監 事 田 中 毅

令和8年度収支予算について

収入

(単位:円)

区分	予算額	摘要
市補助金	5,058,000	朝霞市補助金
県補助金	14,134,149	埼玉県実行委員会補助金
繰越金	4,894,881	前年度繰越金
合計	24,087,030	

支出

(単位:円)

区分	予算額	摘要
報償費	2,507,056	謝金 医師・看護師謝金、審判等謝金等
旅費	1,930,000	審判宿泊費等
需用費	2,661,181	消耗品費 選手用ゼッケン、スタッフジャンパー、事務用品等
	1,687,462	印刷製本費 チラシ、プログラム等
	438,000	食糧費 弁当代(役員・審判員・医師・看護師)
役務費	24,200	郵便料 切手等
	350,000	傷害保険料 選手・大会スタッフ傷害保険
	3,684	諸保険料 賠償責任保険
	50,000	振込手数料 口座振込手数料
委託料	12,242,608	警備、設営、廃棄物回収、グッズ作成、競技マット運搬、運営システム、競技データ作成等
工事請負費	142,560	電力引込工事、使用料金
負担金、補助及び交付金	365,480	県空手道連盟への補助金
予備費	1,684,799	
合計	24,087,030	

令和8年度事業計画及び現状報告について

第38回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま2026）における朝霞市開催種目である空手道交流大会の円滑な運営に向けて、次の事業を実施する。

1 各種会議の開催

- (1) 総会 3回（令和8年4月22日、10月頃、令和9年2月頃）
- (2) 運営委員会 4回（令和8年5月18日、7月頃、10月頃、令和9年1月頃）

2 大会等の開催準備

- (1) 競技、運営実施計画等の作成
- (2) 競技プログラムの作成
- (3) 運営マニュアルの作成
- (4) ボランティアへの研修会の実施 等

3 広報・啓発活動の実施

- (1) 歓迎装飾、PRグッズ等の作成、配布
- (2) チラシ・ポスターの作成、配布
- (3) ホームページ・SNS(市インスタグラム、エックス)での発信
- (4) 広報あさかへの記事掲載（特集ページを作成予定）
- (5) 市内施設（公民館や老人福祉センター）での空手道に関する講座、各種イベント会場での広報活動（PRブース等）の実施

4 大会期間中

- (1) 歓迎アトラクション（鳴子踊りを検討）
- (2) 特別演舞（形）の実施
- (3) 出店ブースの設置
- (4) 健康づくり教室（健康測定、保健師による健康相談）

5 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) 埼玉県実行委員会との連絡調整
- (2) 競技主管団体との連絡調整
- (3) 関係団体・機関との連絡調整

6 大会の記録

- (1) 報告書の作成

ねんりんピック彩の国さいたま2026 朝霞市スケジュール予定

区分	令和7年度					令和8年度										
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
朝霞市実行委員会				◆第3回総会(3/25) ◆第4回総会(4/22)						◆第5回総会◆					◆第6回総会	
運営委員会				◆第2回運営委員会(2/10)	◆第3回運営委員会(5/18)			◆第4回運営委員会	◆第5回運営委員会◆					◆第6回運営委員会		
周知・広報								◆チラシ・ポスター作成 ◆啓発グッズ作成 加齢が「ウボ」表示								
イベント・PR	◆ねんりんピック 1年前イベント (12/6、空手道体験)							◆シニアスポーツフェスティバルで啓発	◆彩夏祭で啓発	高年齢者スポーツ大会で啓発◆						
										◆空手道に関する講座(公民館・社協)						
広報あさか								◆広報8月号掲載	◆広報10月号掲載(特集)					◆広報1月号掲載(大会報告)		
大会関連							◆歓迎アトラクション依頼 ◆警備防災実施計画作成 ◆医療救護実施計画作成 ◆健康づくり教室実施計画作成 ◆売店設置要項作成 ◆ボランティア募集							◆報告書の作成		

11月7日、10日、ねんりんピック彩の国さいたま2026開催

運営ボランティア募集要項(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会運営ボランティア募集要項(案)

1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会の開催にあたり、全国から集まる選手・役員等をおもてなしの心で温かく歓迎するとともに、大会の円滑な運営を支えるボランティアを募集する。

2 募集主体

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。)

3 活動期間

令和8年11月8日(日)及び11月9日(月)

4 募集人員

20人程度

なお、募集状況等に市実行委員会が必要と認めた場合は、上記の人数を変更することができるものとする。

5 活動場所

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会(以下「交流大会」という。)会場(朝霞市立総合体育館)又はその他市実行委員会が指定する場所。

6 活動内容

交流大会会場での受付、案内誘導、参集補助等。

なお、活動内容については活動希望を参考に市実行委員会が決定する。

7 募集期間

令和8年7月1日(水)～令和8年8月31日(月)

なお、必要人数に達した場合は、募集を締め切る。また、募集状況等により、市実行委員会が必要と認めた場合は、募集期間を変更することができるものとする。

8 募集要件

申し込み時に15歳以上の方(高校生以上)

※申し込み時に18歳未満の方は、保護者の同意が必要

9 応募方法

応募者は所定の応募用紙に必要事項を記入し、市実行委員会まで持参、郵送又はメールにより応募。

10 事前研修会

市実行委員会は、大会に関する認識を深め、大会の円滑な運営を行えるよう、ボランティアを対象とした事前研修会を実施する。

11 個人情報の取扱いについて

登録者の個人情報については、市実行委員会が主催する大会運営のために使用し、その他の目的には使用しない。

12 その他

- (1) 事前研修会及び活動等への参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) ボランティアの活動時間によっては、昼食を市実行委員会が用意する。
- (3) 市実行委員会の負担により、ボランティア活動中の「傷害保険」に加入する。
- (4) ボランティア活動中の映像・写真・記事・記録等の、テレビ、新聞、雑誌、インターネット、記録誌等への掲載権、肖像権は、主催者に帰属する。

13 この要項に定めるもののほか、ボランティア募集に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、議決日から施行する。

警備防災実施計画(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会警備防災実施計画(案)

1 趣旨

この実施計画は、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会における警備防災業務の実施に万全を期すため、必要な事項を定める。

2 実施方法

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会は、主管団体である一般社団法人埼玉県空手道連盟及び関係団体と協力し、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会(以下「交流大会」という。)会場の警備防災業務を実施する。

3 警備業務

交流大会会場における事件・事故を未然に防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、警備体制の確立を図る。

- (1)交流大会会場での交通誘導警備に関する事。
- (2)選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の交流大会会場での誘導及び混雑防止の措置に関する事。
- (3)交流大会における避難通路の確保に関する事。

4 防災業務

火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導等について万全を期すため、関係機関・団体等と密接な連携を図り、消防防災体制(救急・救助体制を含む)の確立を図る。

- (1)交流大会会場における火災等の予防、警備及び鎮圧に関する事。
- (2)交流大会会場の救急救助に関する事。
- (3)交流大会会場における避難通路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

5 その他

その他必要な警備防災業務に関して必要な事項は別に定める。

医療救護実施計画(案)について

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会医療救護実施計画(案)

1 趣旨

この実施計画は、ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会会場における医療救護の実施に万全を期すため、必要な事項を定める。

2 実施方法

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、ねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会(以下「県実行委員会」という。)と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、医療救護業務を行う。

3 救護所

ねんりんピック彩の国さいたま2026朝霞市開催交流大会(以下「交流大会」という。)参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、交流大会会場に救護所を設置する。

(1)救護所には、医師、看護従事者(看護師資格を有する者)を配置する。

(2)救護所には、医薬品、医療器具、備品等を整備する。

4 医療救護業務

傷病者の応急処置を行うとともに、必要に応じて、傷病者に医療機関を紹介し、または緊急搬送を要請する。

5 経費の負担

救護所の設置、運営に要する経費は市実行委員会が負担する。ただし、救護所以外での治療等に要する費用は、全て傷病者の負担とする。

6 その他

その他必要な医療救護業務に関して必要な事項は別に定める。